



令和4年 8月 10日

京都市長 門川大作様

京都市左京区聖護院蓮華蔵町 31 番地 近畿第二ビル 3 階  
株式会社近畿建物 代表取締役 朝田佳鶴子

## 見解書

(仮称)聖護院蓮華蔵町計画に係るまちづくり条例に基づく開発構想の届出に対する意見書について下記の通り見解を申し上げます。

## 記

### ご意見 1

建物側から自宅の中を見られたり覗かれたりしたくないので対策をお願いいたします(北側に自宅がございます)

見解: 当建築の北側窓面の開口部にはブラインドやカーテンなどを設置するなどの対策を検討します。

### ご意見 2

北側に庭園を造られるようですが、夜間に若者達の溜り場になったり不審者が出没しては困るので夜間は立ち入れない対策をお願いします。

見解: 照明計画や防犯カメラなど不審者が出没及び侵入しにくいような工夫を検討します。

### ご意見 3

庭園に樹木を植えられるようですが、防犯のため樹木によって死角ができないように工夫をお願いします(最近は防犯目的で公園でも周りの樹木を取り除かれている)また樹木の落ち葉問題の対応をお願いします。

見解: 防犯上適切な照明計画や防犯カメラの設置などにより、死角が出来ないように検討します。

見解: 適切な樹木の選定及び定期的な清掃等のメンテナンスを検討します。

### ご意見 4

庭園でスケートボードなどができないよう地面に工夫をお願いします

見解: スケートボードがしづらいような地面の仕様を検討します。